

# 意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、電波法第 99 条の 12 第 1 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 21 年 11 月 20 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 21 年 12 月 16 日

主任審理官 伊丹 俊八

## 記

### 第 1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

### 第 2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

##### (1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正の内容

標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備について有線テレビジョン放送施設等からの影響に関する条件を定めること。（第 37 条の 27 の 10 の 2 関係）

###### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

##### (2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正の内容

一 無線設備規則第 37 条の 27 の 10 から第 37 条の 27 の 11 までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）を特定無線設備とすること。（第 2 条第 1 項関係）

二 その他所要の規定の整備をすること。

###### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

#### 2 総務省の陳述の概要

（1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

平成 23 年 7 月に予定されている地上デジタルテレビジョン放送の完全実施に向けて、現在、中継局の整備が全国において進められるとともに、山間辺地、高層ビルの陰等で発生する受信障害問題にも対応するために、良好な地上デジタルテレビジョン放送の電波を受信用アンテナで受信し、伝送路を経由し送信用アンテナから再送信する無線設備

であるギャップファイラーが導入され、普及が進んでいるところである。

今般、ギャップファイラーについて、既に整備が完了しているケーブルテレビ網又は共聴施設の末端に接続し、地上デジタルテレビジョン放送の再送信を行いたいとの要望があることを踏まえ、これにより地上デジタルテレビジョン放送の早期普及に資するものであることから、ケーブルテレビ網等の設置に対応したギャップファイラーを技術基準適合証明の対象となる無線設備とすることとする。

については、接続しているCATV網や共聴施設からの影響で電気的特性を受けないようにする新しい技術基準を設けること及び技術基準適合証明制度を受けることができる無線設備にケーブルテレビ網に接続するギャップファイラーを追加することとするため、関係規定の整備を行うものである。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人日本CATV技術協会	賛 成	

## 第3 理由

本件は、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴対策の一環として、既に整備済みのケーブルテレビ網又は共聴施設の末端にギャップファイラーを接続して放送の再送信を行うことを可能とするため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

平成23年7月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、現在、全国で中継局整備による放送エリアの拡大が進められているが、山間部、地下街等の遮蔽空間、ビル等の建造物の陰等の受信が困難な地域に小さな送信電力で放送の再送信を行うギャップファイラーの整備を進め、難視聴対策を十分に行うことが必要である。

このような状況において、ギャップファイラー整備において既に整備済みのケーブルテレビ網又は共聴施設の有効利用を可能とすることにより、その整備の効率化による地上デジタルテレビジョン放送における難視聴対策の一層の進展が図られるものと期待される。

本件の改正内容については、以下のとおり適当であると認められる。

- 1 無線設備規則の改正案では、接続しているケーブルテレビ網又は共聴施設からの影響でギャップファイラーの電気的特性を変化させることがないことを追加する規定を設けており、改正内容は適当と認められる。
- 2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、ケーブルテレビ網又は共聴施設への接続するギャップファイラーを技術基準適合証明制度の対象とするため、特定無線設備として追加するものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。